

## 大分市土木工事等に係る設計単価等決定方針

### 1. 趣旨

この方針は、大分市が発注する土木工事、並びに設計、測量、地質調査その他の工事に関連して行う業務及び道路、公園等の施設管理業務（以下「土木工事等」という。）の予定価格の積算に必要な建設資材の価格、歩掛及び施工費（以下「設計単価等」という。）の決定方法について必要な事項を定める。

### 2. 適用範囲

この方針は、大分市が発注する土木工事等について適用する。

### 3. 用語の定義

- ①土木工事積算単価：大分県土木建築部において決定したものをいう。
- ②農業農村整備積算単価：大分県農林水産部において決定したものをいう。
- ③物価資料：（一財）経済調査会発行の「月刊積算資料」、「積算資料電子版」、「季刊土木施工単価」並びに（一財）建設物価調査会発行の「月刊建設物価」、「Web建設物価」、「季刊土木コスト情報」をいう。
- ④特殊二次製品等統一単価：  
大分市の発注する土木工事等に使用する資材について、物価資料や見積などにより独自に設定する資材単価をいう。
- ⑤見積書：メーカー、商社等から徴収した見積りをいう。
- ⑥見積単価：メーカー、商社等から提出された設計単価等をいう。
- ⑦実勢価格：資材等が市場において取引される価格をいう。
- ⑧公表価格：メーカー等が一般に公開している販売希望価格をいう。（カタログ価格含む。）

### 4. 設計単価等の決定順序

設計単価等は原則として、下記の順序で決定する。

- (1) 土木工事積算単価
- (2) 物価資料
- (3) 特殊二次製品等統一単価
- (4) 見積単価

※農業農村整備積算単価及びその他の適用及び優先順位については、各所管事業に応じて個別に判断すること。

## 5. 設計単価等の決定方法

設計単価等の決定方法は、下記によるものとする。

### ①物価資料による場合

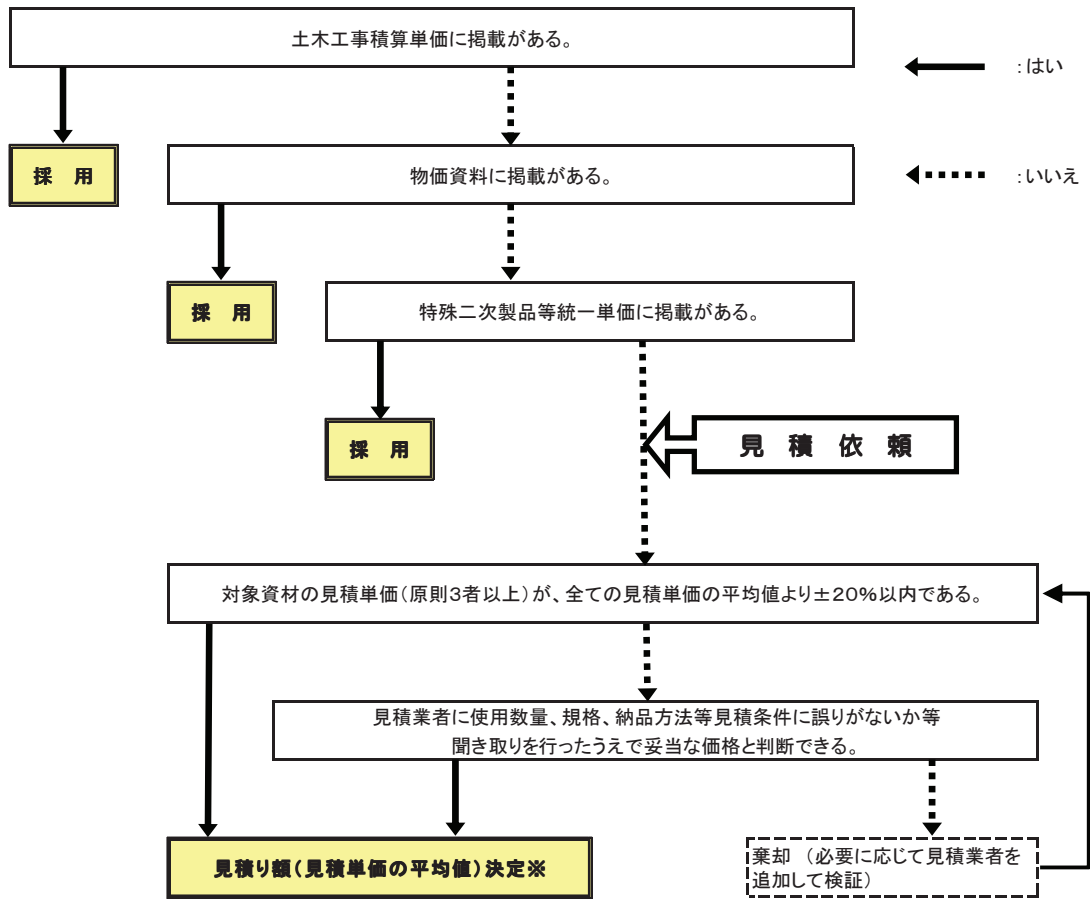
(1) 物価資料に掲載されている実勢価格の平均値を採用する。但し、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。なお、適用時期は積算時の最新月号とする。但し、各市場単価及び土木工事標準単価については、当該年度歩掛改定時までには、当該年の冬号（1月）掲載単価を採用する。

(2) 公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり実勢価格と異なるため、原則積算に用いる単価としない。但し、公表価格で、割引率（額）の表示がある資材（例：○×資材＝公表価格×◎◎%）は、その割引率（額）を乗じた（減じた）価格を採用する。

### ②見積りによる場合

土木工事積算単価等に掲載されていない設計単価等は、見積りによって決定するものとし、別紙1「資材単価決定フロー」により妥当と判断された見積単価はその平均値を採用し、別紙2「土木工事等歩掛決定フロー」により妥当と判断された見積単価は最安値を採用する。

# 資材単価決定フロー



※決定見積り額の有効桁は、徴収した見積単価の内、有効桁の最も大きい桁とし、それ以降は切り捨てる。但し、決定額の有効桁が3桁未満のときは、3桁とし、それ以降は切り捨てる。

## 土木工事等歩掛決定フロー

### 【①見積り妥当性の判断】

|   |                                                                                                  |
|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 工事、設計、測量及び調査業務等の「標準歩掛」や、過去に経験した類似業務等を参考にすること。                                                    |
| 2 | 提出された見積りが、業務内容を理解したうえで作成されたものか否か、求める成果よりもいたずらに高いものを考えていないか等について、必要があれば、相互の確認のため電話等により意見交換を行なうこと。 |
| 3 | 意見交換等の結果、理解されないまま提出されたものであれば、必要に応じて再度、条件等を確認のうえ、再提出を求めることができる。                                   |

### 【②見積り採用】

|   |                                                                         |
|---|-------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 【①見積り妥当性の判断】の結果、妥当性を欠くものを除外し、残った見積りの最安値を積算に採用すること。                      |
| 2 | 見積り比較のための金額を算出する場合の歩掛内訳の単価(機・労・材)で、土木工事積算単価等の公の単価が有る場合は反映させること。         |
| 3 | 最安値は、発注予定工事の数量を考慮し、工種毎や単価での最安値の採用は原則しないこと。但し、工種毎で見積もり業者が異なる場合はこの限りではない。 |